

京都市告示第648号

土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、平成27年3月10日付け京都市告示第606号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部（平成29年4月4日付け京都市告示第7号により除外した物質を除く。）を、同条第4項の規定に基づき、次のとおり指定を解除します。

平成31年3月26日

京都市長 門川大作

1 指定を解除する区域

京都市下京区西七条八幡町31番の一部

京都市下京区西七条名倉町4番1の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
ひ  
砒素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)